

2022年3月7日  
関西電力株式会社

美浜、高浜および大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正）  
に係る重複する案件について

1. はじめに

本資料は、2022年2月28日に申請した組織改正に伴う保安規定変更が、現在審査を進めて頂いている他の案件と重複することになるため、その関係性を説明するものである。

2. 組織改正に伴う保安規定変更認可申請の内容

- ・今回の組織改正に伴う保安規定変更の概要は下表のとおりである。

	廃止措置プラン トの体制見直し	保修関係組織の 統合	土木建築工事グ ループの廃止	職務分担見直し に伴う変更
美浜発電所	○	○	○	○
高浜発電所			○	○
大飯発電所	○		○	○

- ・上表のうち「美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更」は、従来機械工事グループが所長の指定に基づき担っていた廃止措置工事に係る業務について、新設する廃止措置工事課で実施すること等を主眼に、当社の定期異動（2022年7月1日）に合わせ大飯発電所においても実施を計画しているものであり、組織全体として保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更は無く、美浜の廃止措置計画第2段階の移行のために変更を要するものではないと考えている。

3. 組織改正に伴う保安規定変更認可申請と重複する案件について

美浜1、2号機の廃止措置計画に伴う変更の他、現時点で重複する案件は以下の通り。  
（詳細は添付資料1に示す。）

<美浜発電所>

- ・1、2号機廃止措置計画変更に伴う変更（2021.7.29申請）
- ・3号機特定重大事故等対処施設設置に伴う変更（2021.9.17申請）

<大飯発電所>

- ・3、4号機大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに伴う変更（2021.7.1申請）
- ・4号機長期施設管理方針の策定に伴う変更（2021.12.3申請）
- ・3、4号機特定重大事故等対処施設設置に伴う変更（2021.9.17申請）

<高浜発電所>

- ・3、4号機大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに伴う変更（2021.7.1申請）

#### 4. 重複する案件との関係について

3. で示した各案件のうち美浜1, 2号機の廃止措置計画に伴う変更条文と組織改正に伴う変更条文との関係については表1のとおりである。

表1に示すように、第8条（原子力発電安全運営委員会）及び第102条（放射性気体廃棄物の管理）は同一条文を変更申請していること、また、第140条（保安に関する組織）及び第141条（保安に関する職務）では廃止措置に係る組織及び職務を変更していることから、これらの申請内容の関係について以下に整理する。

##### （1）第8条（原子力発電安全運営委員会）について（詳細は添付資料2）

添付資料2に示すとおり、「廃止措置計画に伴う変更」は第8条第2項について記載の適正化を図るものであり、「組織改正に伴う変更」は第8条第4項について運営委員会の構成員を変更するものである。

したがって、同一条文の変更ではあるが変更箇所に重複はなく、また、相互の申請内容に関連は無いと考えている。

##### （2）第102条（放射性気体廃棄物の管理）について（詳細は添付資料3）

添付資料3に示すとおり、「廃止措置計画に伴う変更」は第102条第2項に定める放出管理目標値を「1号炉および2号炉」と「3号炉」に分けて設定するものであり、「組織改正に伴う変更」は第102条第1項に定める行為者を保修関係組織の統合に伴い変更するものである。

したがって、同一条文の変更ではあるが変更箇所に重複はなく、また、相互の申請内容に関連は無いと考えている。

##### （3）第140条（保安に関する組織）及び第141条（保安に関する職務）について

本条文は廃止措置の体制見直しを含む「組織改正に伴う変更」の対象である。廃止措置体制の見直しは、2. に記載のとおり従来機械工事グループが所長の指定に基づき担っていた廃止措置工事に係る業務について、新設する廃止措置工事課で実施すること等を主眼に、2022年7月から美浜1, 2号機だけでなく大飯1, 2号機においても計画しているものである。

したがって、2022年4月から計画している廃止措置の第2段階移行のために変更を要するものではなく、「廃止措置計画に伴う変更」では既認可の体制を前提として申請していることから、同一条文を変更するものではない。

以上の整理結果及び両案件の実施予定時期を踏まえ、既認可の体制を前提として申請している「廃止措置計画に伴う変更」を優先して審査いただき、当該認可後に「組織改正に伴う変更」と重複している第8条および第102条を補正し、見直し後の体制について審査いただきたいと考えている。

表1 美浜1, 2号機の廃止措置計画に伴う変更条文と組織改正に伴う変更条文との関係

廃止措置計画変更に伴う変更条文	組織改正に伴う変更条文	備考
	第4条 (保安に関する組織)	
	第5条 (保安に関する職務)	
第8条 (原子力発電安全運営委員会)	第8条 (原子力発電安全運営委員会)	詳細は添付資料2
	第13条 (運転員等の確保)	
	第14条 (巡視点検)	
	第16条 (引継)	
	第18条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	
	第18条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	
	第18条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	
	第18条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	
	第18条の4 (資機材等の整備)	
	第25条 (制御棒位置指示)	
	第30条 (熱流束熱水路係数 (FQ(Z)))	
	第31条 (核的エンタルピ上昇熱水路係数 (FNΔH))	
	第33条 (軸方向中性子束出力偏差)	
	第34条 (計測および制御設備)	
	第44条 (加圧器安全弁)	
	第45条 (加圧器逃がし弁)	
	第46条 (低温過加圧防護)	
	第47条 (1次冷却材漏えい率)	
	第48条 (蒸気発生器細管漏えい監視)	
	第49条 (余熱除去系への漏えい監視)	
	第52条 (非常用炉心冷却系 -モード1、2および3-)	
	第56条 (原子炉格納容器)	
	第57条 (原子炉格納容器真空逃がし系)	
	第60条 (アニュラス循環系)	
	第62条 (主蒸気安全弁)	
	第64条 (主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁)	
	第65条 (主蒸気逃がし弁)	
	第71条 (中央制御室非常用循環系)	
	第72条 (安全補機室空気浄化系)	
	第85条 (重大事故等対処設備)	
	第87条 (運転上の制限の確認)	
	第88条 (運転上の制限を満足しない場合)	
	第89条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)	
	第90条 (運転上の制限に関する記録)	
	第95条 (新燃料の貯蔵)	
	第98条 (使用済燃料の貯蔵)	
	第100条の2 (放射性固体廃棄物の管理)	

廃止措置計画変更に伴う変更条文	組織改正に伴う変更条文	備考
第 101 条 (放射性液体廃棄物の管理)		
第 102 条 (放射性気体廃棄物の管理)	第 102 条 (放射性気体廃棄物の管理)	詳細は添付資料 3
	第 103 条 (放出管理用計測器の管理)	
	第 114 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)	
	第 115 条 (放射線計測器類の管理)	
	第 121 条 (原子力防災組織)	
	第 131 条 (所員への保安教育)	
第 135 条 (目的)		
	第 140 条 (保安に関する組織)	廃止措置に係る組織及び職務を変更
	第 141 条 (保安に関する職務)	
	第 143 条 (原子力発電安全運営委員会)	
第 144 条 (廃止措置主任者の選任)		
	第 146 条 (構成および定義)	
	第 147 条 (運転員の確保)	
	第 148 条 (巡視)	
	第 150 条 (引継)	
	第 152 条 (地震・火災等発生時の措置)	
第 155 条 (工事の計画および実施)		
新規 第 155 条の 2 (解体撤去物の管理)		
新規 第 155 条の 3 (保管エリアの管理)		
	第 157 条 (使用済燃料ピットの水温)	
	第 158 条 (施設運用上の基準の確認)	
	第 159 条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	
	第 160 条 (施設運用上の基準に関する記録)	
第 161 条 (新燃料の運搬)		
第 162 条 (新燃料の貯蔵)		
	第 165 条の 2 (放射性固体廃棄物の管理)	
第 168 条 (放射性液体廃棄物の管理)		
第 169 条 (放射性気体廃棄物の管理)		
	第 170 条 (放出管理用計測器の管理)	
	第 181 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)	
	第 182 条 (放射線計測器類の管理)	
	第 184 条 (発電所外への運搬)	
	第 185 条 (請負会社の放射線防護)	
第 187 条 (施設管理計画)		
	第 189 条 (原子力防災組織)	
	第 201 条 (所員への保安教育)	
	第 202 条 (請負会社従業員への保安教育)	
	添付 2	
	添付 3	
添付 4		

5. 廃止措置計画添付書類八「廃止措置の実施体制に関する説明書」との関係について

廃止措置計画添付書類八「廃止措置の実施体制に関する説明書」では、廃止措置に係る組織、各職位の職務内容、廃止措置主任者の任命に関する事項については保安規定において明確にすることを定めている。

2022年4月から計画している美浜1, 2号機廃止措置の第2段階移行に関しては、廃止措置の実施体制に関する変更はなく、廃止措置計画の添付書類八、保安規定の保安管理体制ともに変更事項としていない。

一方、今回の組織改正による廃止措置体制の見直しについては、2.に記載のとおり廃止措置の第2段階移行のために変更を要するものではなく、美浜1, 2号機、大飯1, 2号機ともに、従来機械工事グループが所長の指定に基づき担っていた廃止措置工事に係る業務について、新設する廃止措置工事課で実施すること等を主眼に、廃止措置に係る組織や各職位の職務内容を規定している保安規定を変更し、2022年7月から実施を計画しているものである。

したがって、両案件の実施予定時期を踏まえ、既認可の体制を前提としている「美浜1, 2号機の第2段階移行に係る廃止措置計画および保安規定の変更認可申請」を優先して審査いただき、当該認可後に「組織改正に係る保安規定変更認可申請」と重複している第8条および第102条を補正し、見直し後の体制について審査いただきたいと考えている。

以 上



# 美浜保安規定第8条（原子力発電安全運営委員会）の変更内容について（1 / 2）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)            第8条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。            2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。            ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 運転員の構成人員に関する事項            (b) 当直の引継方法に関する事項            (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項            (d) 巡視点検に関する事項            (e) 異常時の措置に関する事項            (f) 警報発生時の措置に関する事項            (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項            (i) 誤操作の防止に関する事項            (j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項            (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項            (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項            (c) 燃料の検査および取替に関する事項            (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項            (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項            (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項            (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項            (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項            (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項            (c) 保全区域に関する事項            (d) 周辺監視区域に関する事項            (e) 線量の評価に関する事項            (f) 除染に関する事項</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)            第8条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。            2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。            ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 運転員の構成人員に関する事項            (b) 当直の引継方法に関する事項            (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項            (d) 巡視点検に関する事項            (e) 異常時の措置に関する事項            (f) 警報発生時の措置に関する事項            (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項            (i) 誤操作の防止に関する事項            (j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項            (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項            (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項            (c) 燃料の検査および取替に関する事項            (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項            (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項            (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項            (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項            (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正            (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項            (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項            (c) 保全区域に関する事項            (d) 周辺監視区域に関する事項            (e) 線量の評価に関する事項            (f) 除染に関する事項</p>	

# 美浜保安規定第8条（原子力発電安全運営委員会）の変更内容について（2 / 2）

変更前	変更後	理由
<p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項            (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項            (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項            (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正            (6) 改造の実施に関する事項            (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条）            (8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項            (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項            3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。            4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項            (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項            (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項            (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正            (6) 改造の実施に関する事項（<u>第2編第155条第2項</u>に関する事項を含む。）            (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条）            (8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項            (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項            3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。            4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(16)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>記載の適正化（廃止措置計画保安規定での変更）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り下がり）</p>

# 美浜保安規定第102条（放射性気体廃棄物の管理）の変更内容について（1 / 2）

変更前	変更後	理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉<u>保守</u>課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および機械<u>保守</u>課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (原子力発電所の 保守関係組織の統 合)</p>								
<p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="1077 1332 1292 2049"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10<sup>15</sup> Bq/年 2.5×10<sup>10</sup> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年	<p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="1077 548 1292 1265"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10<sup>15</sup> Bq/年 2.5×10<sup>10</sup> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (3号炉)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年	<p>廃止措置計画の変更 承認申請書の反 映(放出管理目標 値を1, 2号炉と3 号炉に分けて設定す ることによる変更)</p>
項目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年									
項目	放出管理目標値 (3号炉)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年									

# 美浜保安規定第102条（放射性気体廃棄物の管理）の変更内容について（2/2）

変更前		変更後					理由																
<p>表102-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒</td> <td>希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>排気筒モニタ 試料放射能測定装置</td> <td>常時 1週間に1回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>							分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	発電室長	固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長																		
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	発電室長																		
	固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長																		
<p>表102-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他作業等に伴う換気</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度<sup>※1</sup></td> <td>作業の所管課(室)長</td> </tr> </tbody> </table>							分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長	その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管課(室)長							
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長																			
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管課(室)長																			
<p>表102-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒</td> <td>希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>排気筒モニタ 試料放射能測定装置</td> <td>常時 1週間に1回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>							分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	発電室長	固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長																		
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定装置	常時 1週間に1回	発電室長																		
	固体廃棄物 処理建屋排気筒 (雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長																		
<p>表102-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他作業等に伴う換気</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度<sup>※1</sup></td> <td>作業の所管課(室)長</td> </tr> </tbody> </table>							分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長	その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管課(室)長							
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長																			
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管課(室)長																			
<p>※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。</p>																							
<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更 (原子力発電所の 保修関係組織の統 合)</p>																							